

令和8年度 プロモーション戦略強化支援事業 業務委託仕様書

第1 目的

さが産業ミライ創造ベース（以下「RYO-FU BASE」という。）では、県内において新たな挑戦をする起業家や起業志望者の発掘・支援を目的に、“佐賀型”スタートアップ支援に取り組んできた。その結果、県内外のメディアに取り上げられるスタートアップは着実に増加しており、対外的な認知度や注目度は高まりつつある。

こうしたメディア露出が協業の創出といった成果につながる事例は見られるものの、情報発信を事業の拡大へと結び付けられるスタートアップは十分とは言えず、今後は、戦略的なプロモーションを通じて事業成長を実現する事例を、より一層創出していくことが必要である。また、県内企業においても、新規事業の創出や事業拡大に向け、自社製品・サービスの魅力を的確に発信したいというニーズが高まっており、体系的なプロモーションノウハウの習得が重要である。

しかしながら、県内においては、全国規模のマスメディア等で取り上げられる機会やプロモーションに関するノウハウを学ぶ機会が限られている状況である。

このため、RYO-FU BASE はスケールを目指すスタートアップや起業志望者、新規事業に挑戦する企業等（以下「スタートアップ等」という。）に対し、自社事業の全国に向けた情報発信や、プロモーションノウハウやコミュニケーションスキルを習得できる機会を提供し、事業の拡大や新たなビジネスパートナー創出を支援するプロモーション戦略強化支援事業を実施する。

第2 業務内容

次に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。

(1) 支援するスタートアップ等の募集及び選定について

広報・デジタルマーケティングの支援やコミュニケーションスキルの習得支援を行うスタートアップ等の募集については、RYO-FU BASE のホームページにて行うが、募集及び選定について以下のとおり行うこと。

① 募集から選定までのスケジュール管理

募集から選定までの期間において、その後の事業実施に影響の無いようスケジュールを管理し運営を行うこと。

募集にあたっては、応募者に対して本事業への理解度を上げるため支援内容をわかりやすく提示し、確保するため周知を徹底すること。また、「第2 業務内容(1)④ 支援するスタートアップ等について」の要件に該当する県外企業や県外スタートアップからの募集も促進するため、県外向けの周知も徹底すること。

② スタートアップ等が提出する資料（エントリーシート等）の検討及び作成

募集においては、支援を行うにあたり必要となる情報や審査の判断材料となる情報を漏れなく記載させるためのエントリーシートを検討し、作成すること。また、応募時のスタートアップ等の事業計画及び売上額等の把握のため、事業計画書を提出させること。提出書類の様式等は事前にRYO-FU BASE と協議の上決定すること。

③ 選定のための審査会の運営

支援するスタートアップ等を決定するための基準を定め、審査会を企画、運営し、支援先を5社以上選定すること。選定については、遅くとも6月末までには完了させ

ること。

④ 支援するスタートアップ等について

支援対象となるスタートアップ等の要件については以下のとおりとする。

なお、スタートアップ事業者等の状況や事情を考慮し、RYO-FU BASE との協議のうえ、柔軟に対応すること。

【要件】

下記のうち、プロモーションに関するノウハウを習得し、事業の拡大を目指す者。

- ・ 県内に拠点のある企業や起業家
- ・ 県外企業や県外スタートアップで、将来的に佐賀県内に本社移転や支店（事業所）登記の意向がある者

(2) スタートアップ等への支援について

上記（1）のとおり選定された支援するスタートアップ等に対し、以下の内容に取り組むこと。

① コミュニケーション基盤構築や情報発信について

広報・デジタルマーケティング及びステークホルダー別コミュニケーションに関する相談や課題解決についてのメンタリングを定期的を実施すること。支援対象となるスタートアップ等の事業計画や経営戦略を十分に理解した上で、各社のプロモーションに必要な素材やストーリーの制作・開発を行うとともに、スタートアップ等の求めに応じて適切なアドバイスやノウハウの共有を行うこと。

また、希望者へは、模擬記者会見や模擬製品発表会等の実践的な機会を提供することにより、メディア、消費者、一般企業等の多様なステークホルダーを想定した情報発信の経験の蓄積やコミュニケーションスキルの習得を支援すること。

② SNS 施策について

支援対象となるスタートアップ等に対し、SNS 活用に特化したセミナー等を実施し、情報発信に関する知識の定着及び実践的な運用経験の蓄積を図ること。

(3) メディアを通じたスタートアップ等の情報発信

(1) の④で選定された支援対象となるスタートアップ等について、全国に情報発信ができるメディアを活用したプロモーションを以下のとおり行うこと。

① プロモーションの回数について

支援するスタートアップ等のうち、1社につき1回以上実施すること。

② 情報発信するメディアについて

情報の特性を考慮し、スタートアップ企業やスタートアップ支援に関する情報等に関心のある層に確実にリーチでき、費用対効果の高いメディアを選定するとともに、掲載する内容や時期、ボリューム等についてメディア側と調整すること。

③ 情報発信する内容について

内容については支援するスタートアップ等及び RYO-FU BASE と協議のうえ決定すること。

(4) スタートアップ等のアワード応募

支援対象となるスタートアップ等について、委託期間終了までに最低1社以上に対し、アワード応募を促すこと。

(5) スタートアップ等や RYO-FU BASE の事業に関する情報を発信する Web サイトの運用・保守及び掲載コンテンツの制作等

RYO-FU BASE が支援するスタートアップ等や RYO-FU BASE が行う起業家向け支援事業の情報をタイムリーに発信する Web サイトの運用・保守を行い、掲載コンテンツを

制作する。

① Web サイトの運用・保守について

- (ア) 各種 OS の最新版 (Windows10 及び Windows11、MacOS) 及び各種ブラウザの最新版 (Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari) に対応し、これらで閲覧した場合にレイアウトやデザインの崩れ等が無いようにすること。なお、OS やブラウザのバージョンが更新された際にはその都度必要な設定を行うこと。
 - (イ) PC、タブレット、スマートフォンなど、各種の端末に対応する構成・デザインであること。
 - (ウ) 委託期間中は RYO-FU BASE の求めに応じて、掲載する情報の更新や削除を速やかに行うこと。令和 8 年 6 月までに、起業家向け支援事業の情報を発信する「Startup ecosystem SAGA」のドメイン及びトップ画像等を変更し、RYO-FU BASE の情報発信サイトと統合させること。
 - (エ) Web サイトのアクセス数、ユニークユーザー数、滞在時間、参照元、ページビュー数等を計測できるようにし、月次の状況を RYO-FU BASE に報告すること。
 - (オ) Web サイトの格納場所として別途サーバーを確保し、必要な設定を行うこと。
 - (カ) サーバー等の機器は、日本国内かつ定期的に情報セキュリティ対策状況を確認できる場所にあること。
 - (キ) コンピューターウイルス対策を講じることとし、その他外部からのサイトの破壊、改ざん、盗聴、消去等がなされないように合理的なセキュリティ対策を講じるとともにそれを管理すること。
 - (ク) システムを構成する機器にセキュリティホールが発見された場合は、セキュリティパッチの運用等の対策を行うとともに、速やかに RYO-FU BASE に報告すること。
 - (ケ) アクセスログの記録・解析ができること。
 - (コ) 障害の発生時には RYO-FU BASE に報告するとともに、原因究明、復旧措置、対処報告等を的確かつ速やかに行うこと。
- ② コンテンツの制作及び掲載について
- 以下の情報は必ずサイト内に制作及び掲載を行うこと。なお、以下に記載する項目以外でも掲載した方がよいと思われる内容があれば、提案に盛り込むこと。
- (ア) (1) で選定された支援するスタートアップ等に関する特集記事を、インタビューを行い制作し掲載すること。なお、特集記事は 1 記事あたり 3,000 字以上とし支援するスタートアップ等の事業内容や事業にかける想いなどが伝わる内容となるようにすること。
 - (イ) その他 RYO-FU BASE が情報掲載を求める情報等を適宜掲載すること。

第3 事業の企画立案・実施に係る留意事項

(1) 委託業務の運営について

委託業務を実施する際に必要となるスケジュールの調整業務、備品・消耗品等の調達、Web サイトやメディアに掲載する情報のバックアップ等については、全て受託者の責任において行うこと。

(2) 外部の機関との連携及び外部人材の活用について

当事業は県内における創業・スタートアップのいわば「苗床」となる仕組みを、地域の関係者の幅広い理解と協力の下、実効性があり、かつ持続可能なものとして構築していくことを目指している。受託者においても、こうした趣旨を踏まえ、地域の関係機関等

との幅広い連携や活用に努めること。

(3) RYO-FU BASE が行う他の事業及び他の事業の受託者等との連携について

RYO-FU BASE 及び佐賀県では、「Startup Gateway SAGA」、「Startup Boost SAGA」、「Startup Connect SAGA」「Startup Assign SAGA」「エビチャレスペシャル」等を通して県内における起業家の発掘や伴走支援、新規事業の創出に取り組んできた。

RYO-FU BASE は当事業を、それらの事業によって発掘された県内企業等が事業化や事業拡大に向けて次のステップとして取り組むものと位置付けている。

事業の実施にあたっては、RYO-FU BASE が行う他の起業・創業支援事業の内容や狙いを十分に理解し、他の事業の受託者等と連携を図ることによって円滑に当事業を運営するとともに、相乗効果を生み出すよう努めること。

第4 守秘義務

受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。

第5 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

第6 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

第7 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について適宜 RYO-FU BASE に報告する。
- (3) 受託者は、必要に応じて、県内の商工団体や支援機関はもとより、佐賀県産業スマート化センター、マイクロソフト AI&イノベーションセンター佐賀、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県ベンチャー交流ネットワーク等とも十分な連携を図ること。
- (4) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、RYO-FU BASE に帰属するものとし、RYO-FU BASE は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は RYO-FU BASE に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (6) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを RYO-FU BASE に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (7) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、RYO-FU BASE に帰属するものとする。
- (8) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ RYO-FU BASE に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (9) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を順守しなければならない。

- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、RYO-FU BASE と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、RYO-FU BASE の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 本事業のプログラム参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (12) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき RYO-FU BASE が判断した場合には、RYO-FU BASE の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。
- なお、具体的な内容については、受託者と RYO-FU BASE との協議によることとする。